

新規転入（転居）される皆様へ

赤野井自治会

新しく赤野井町へ転入（転居）される皆様に、ご理解とご協力をお願いします。

誰もがお互いに支え合い・助け合い、住んでよかった、住みよい安全・安心なまちを築きましょう。

<赤野井町の概要>

赤野井町は、中部田園地域、いわゆる市街化調整区域に属しています。豊かな田園や風光明媚な琵琶湖岸など、自然に恵まれた地域であるとともに、守山市指定有形文化財史跡の「大庄屋諏訪家屋敷」「東・西別院」「小津若宮神社等の歴史資源が点在するほか、国選択無形民俗文化財指定の「長刀祭り」などの伝統行事等があります。

「長刀祭り」では、8年に1回当番となり、長刀祭りに参加します。

★「赤野井自治会」「各町内会」への加入をお願いします。

<赤野井自治会>

367世帯・988人（R5.2.28現在）

◇自治会・町内会の組織と活動

- ・「赤野井町自治会規約」「赤野井自治会申し合わせ事項」に基づき自治会運営を行っています。
- ・4町内から4名ずつの協議員が選出され、その中から自治会長・副自治会長（3名）などの役員が選ばれます。
- ・自治会では年間を通して様々な活動がありますが、自治会に加入し、活動に参加してください。また、それぞれの町内会にも加入してください。
- ・自治会は4町内会に分かれていて、町内の河川清掃（7・11月）、消火栓の点検、防犯パトロール（夜警）、ゴミ集積所の清掃などの活動を行っています。（各町内会により多少行事等が異なります。）各町内会には、自衛消防隊や女性消防隊の組織もあり、活動しています。各町内会でお尋ねください。また、各町内会で会費も徴収されます。4町内会〔川端、馬場、西の辻、浜〕
- ・自治会の清掃活動等に欠席された方は、不参料として三千円を徴収させていただきます。

◇自治会費等（令和5年度）

自治会費の負担額は次の通りです。

- ・自治会費 20,000円（年間）

全納	全期分（5月末日）	20,000円
期別	1期分（5月末日）	7,000円
	2期分（8月末日）	7,000円
	3期分（11月末日）	6,000円

※自治会業務の簡素化を考慮し、全期分の一括納入（口座振替）を推進しています。

※赤野井町内に半年以上仮住まいをされる場合、入居時より自治会費を納入してください。年度途中の場合は、入居翌月より月割での納入をお願いします。（新規転入の方も、年度途中の場合は同じです）

<その他の連絡事項>

- 入居されましたら、直ちに自治会へ連絡してください。自治会・町内会資料等をお渡しします。また、どの町内会に所属するのかもお知らせします。
- 不明な点があれば、連絡してください。

【問い合わせ先】 赤野井自治会館 077-585-0491